

令和6年度小松島市お散歩アプリ「こまポンウォーク」 クーポン取扱店募集要領

1. 募集の目的

小松島市（以下「市」という。）は、市民の健康増進等を目的とした小松島市お散歩アプリ「こまポンウォーク」（以下「アプリ」という。）の電子クーポン（以下「クーポン」という。）を発行するにあたり、次のとおりクーポンの取扱店舗を募集します。

2. クーポンの発行概要

クーポンの発行概要は以下のとおりとします。

(1) 発行団体	小松島市
(2) クーポンの種類	①店舗共通500円割引クーポン（市補助率100%） ②店舗限定特典クーポン（市補助なし）
(3) スケジュール予定	<p>①店舗共通500円割引クーポン（市補助率100%） 令和6年度は年5回抽選予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目抽選 令和6年6月1日～6月10日 クーポン抽選応募期間 令和6年6月15日～令和7年3月31日 クーポン使用期間 ・2回目抽選 令和6年8月1日～8月10日 クーポン抽選応募期間 令和6年8月15日～令和7年3月31日 クーポン使用期間 ・3回目抽選 令和6年10月1日～10月10日 クーポン抽選応募期間 令和6年10月15日～令和7年3月31日 クーポン使用期間 ・4回目抽選 令和6年12月1日～12月10日 クーポン抽選応募期間 令和6年12月15日～令和7年3月31日 クーポン使用期間 ・5回目抽選 令和7年2月1日～2月10日 クーポン抽選応募期間 令和7年2月15日～3月31日 クーポン使用期間 <p>※スケジュールは予定のため、変更になる場合があります。</p> <p>②店舗限定特典クーポン（市補助なし） 取扱店舗からの申込（任意）により、クーポン抽選を随時実施 クーポン使用期間は、取扱店舗からの申込内容により設定</p>
(4) 取扱店舗	小松島市内に店舗のある飲食・小売・サービス業者など
(5) 対象者	アプリ利用者

3. クーポン取扱い厳守事項

クーポンの取り扱いにおいては、以下の事項を厳守してください。

- (1) 商品の販売又はサービスの提供等の取引において使用可能です。
- (2) クーポンを第三者に販売・譲渡や現金化することはできません。
- (3) クーポンの額面未満の使用の場合でも、釣銭は出さないでください。
- (4) クーポンの額面を超える不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 使用可能期間の過ぎたクーポンは無効であり、使用できません。
- (6) 「他割引企画との併用不可」「ポイント加算対象外」「クーポン対象除外商品」「クーポン使用上限額」等を定める場合は、あらかじめクーポンの使用者が認識できるよう陳列棚・チラシ等にその旨明示ください。

4. クーポンの使用対象外

以下の商品の販売又はサービスの提供等についてはクーポンを使用することはできません。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税、電気、水道料金等の公共料金、公営ギャンブル等）
- (2) 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）などの不動産に関わる支払い
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 取扱店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用すること
- (6) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (9) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- (10) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- (11) やむを得ない理由により取扱店舗が取扱いを不可としたもの
- (12) その他市がクーポンの使用対象として適当と認めないもの

5. 取扱店舗参加資格

小松島市内に事業所、店舗等を有する事業者（「6. 取扱店舗の責務等」を厳守できる者に限る。）とします。ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 「4. クーポンの使用対象外」に記載された取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
(5) 第1号から前号に掲げる者のほか市が対象外とすることを適当と認めたる者

6. 取扱店舗の責務等

取扱店舗として登録された事業者は、次に掲げる事項を厳守してください。

- (1) アプリ利用者がクーポンを使用しようとするときは、当該取扱店舗で使用可能なクーポンであるかどうか、クーポンの内容や有効期間、対象店舗などの確認を行ってください。
- (2) アプリ利用者がクーポンを使用しようとするときは、市より配付される店舗コード(半角英数字5文字)をアプリ利用者に提示し、アプリ利用者が正しく入力できるよう確認・補助を行ってください。店舗コードの入力が正しくできていない場合は換金することができません。
- (3) クーポンの使用前の状態から店舗コードが入力された後、使用済が確認できたときは、クーポン額面分の商品の販売及びサービス等の提供又はクーポン記載の特典サービス等の提供を行ってください。
- (4) 取扱店舗であることが明確になるよう、市より配付される取扱店舗告知用ツール(ステッカー)を、お客様が分かりやすい場所に掲示してください。
- (5) 換金を請求する際に市に提出する換金請求書にはクーポンの換金枚数を正確に記入してください。
- (6) クーポンの換金については、換金期限を厳守してください。
- (7) クーポンの抽選応募期間の開始日から使用期間の終了日までは取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退又は申込済のクーポンの変更等は認められません。
- (8) クーポンの使用に際して、クーポンの使用者からの苦情や紛争が生じ、取扱店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めてください。
- (9) クーポンの取扱に関して市からの改善要請等があった場合には、それに従ってください。
- (10) アプリの普及・広報についてご協力ください。

7. 取扱店舗の登録申請

取扱店舗の登録申請は、次の方法によって行うこととします。

- (1) 小松島市お散歩アプリ「こまポンウォーク」取扱店募集要領(以下「募集要領」という。)に同意のうえ、小松島市お散歩アプリ「こまポンウォーク」取扱店登録申請書(以下「登録申請書」という。)に必要事項を記入し、市にメール、郵送、FAX、持参のいずれかにより提出してください。登録申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、市役所窓口でも配布します。
- (2) 登録申請書の提出先は、以下のとおりとします。
〒773-8501 小松島市横須町1番1号
小松島市危機管理政策課 (市役所4階)
E-mail : komapon_walk@city.komatsushima.i-tokushima.jp
- (3) 登録申請書は随時受付とします。
- (4) 登録申請のあった取扱店舗は、書類審査を経て、市が取扱店として許可し、登録されます。

ただし、募集要領にある取扱店の登録資格を満たさない事業者は除きます。申請書に不備がある又は登録資格を満たさない取扱店舗につきましては、市より連絡します。

(5) 取扱店登録に係る登録許可証など関係書類は準備ができ次第、郵送により交付します。

(6) 小松島市内に複数店舗がある場合は、個別の店舗ごとに登録申請書を提出してください。

(7) 登録許可期間は登録許可日からその日の属する年度の年度末（3月31日）までとします。ただし、登録許可期間が終了する1か月前までに、取扱店舗から市に登録廃止届の提出が無い限り、登録許可期間は1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とします。

8. 店舗限定特典クーポンの申込（任意）

店舗限定特典クーポンの申込は、次の方法によって行うこととします。ただし、店舗限定特典クーポンの申込は任意とします。

(1) 小松島市お散歩アプリ「こまポンウォーク」特典クーポン申込書（以下「特典クーポン申込書」という。）に必要事項を記入し、市にメール、郵送、FAX、持参のいずれかにより提出してください。特典クーポン申込書は市ホームページからダウンロードできるほか、市役所窓口でも配布します。

(2) 特典クーポン申込書の提出先は、「7.（2）登録申請書の提出先」の記載のとおりです。

(3) 特典クーポン申込書は随時受付とします。

9. クーポンの換金

使用されたクーポンの換金については次の方法により行ってください。ただし、店舗限定特典クーポンの使用は換金できません。

(1) 小松島市お散歩アプリ「こまポンウォーク」クーポン換金請求書（以下「換金請求書」という。）に必要事項を記入・押印し、市に郵送または持参により提出してください。

(2) 市の窓口で直接換金はできません。市へ提出された換金請求書を確認後、市より金融機関の口座へ振込をします。

(3) 換金請求書の記入枚数とアプリで使用されたクーポンの枚数が異なる場合は、受付できませんので、換金請求書を修正して再度ご提出していただきます。

(4) 換金請求期間は、クーポンの使用期間の開始日から終了日の属する月の翌月15日までとします。上記期間を経過した換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

(5) 換金の流れは、以下のとおりです。

- ① アプリ利用者が店舗でクーポンを使用。
- ② 店舗が市へ換金請求書を提出
- ③ 市が換金請求書の内容とクーポンの使用実績を確認
- ④ 市が店舗の指定する金融機関の口座へ振込

15日締 当月末支払

月末締 翌月15日支払

※支払予定日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、前営業日

(6) 換金についての注意点は、以下のとおりです。

- ① 入金に関しては口座振込となります。振込手数料について取扱店舗の負担はありません。
- ② クーポン使用時の店舗コードの入力が正しくできていない場合は換金することができませんので、ご注意ください。

10. 登録内容の変更

取扱店舗として登録された事業者は、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに次の方法により届出を行ってください。

- (1) 小松島市お散歩アプリ「こまポンウォーク」取扱店登録変更届（以下「登録変更届」という。）に必要事項を記入し、市にメール、郵送、FAX、持参のいずれかにより提出してください。登録変更届は市ホームページからダウンロードできるほか、市役所窓口でも配布します。
- (2) 登録変更届の提出先は、「7. (2) 登録申請書の提出先」の記載のとおりです。

11. 登録の廃止

取扱店舗として登録された事業者は、登録店舗等を廃止しようとするときは、速やかに次の方法により届出を行ってください。

- (1) 小松島市お散歩アプリ「こまポンウォーク」クーポン取扱店登録廃止届（以下「登録廃止届」という。）に必要事項を記入し、市にメール、郵送、FAX、持参のいずれかにより提出してください。登録廃止届は市ホームページからダウンロードできるほか、市役所窓口でも配布します。
- (2) 登録廃止届の提出先は、「7. (2) 登録申請書の提出先」の記載のとおりです。

12. 登録の取消

次の各号のいずれかに該当する場合は、市は取扱店の登録を取り消すものとします。

- (1) 申請内容に虚偽・不正等があった場合
- (2) 募集要領に違反する行為が認められた場合
- (3) その他市が登録を取り消す必要があると判断した場合

13. その他留意事項

その他の留意事項は以下のとおりです。

- (1) 募集要領に記載されていない事項は、市までお問い合わせください。
- (2) 取扱店舗情報（店舗名、業種等）は、クーポンが使えるお店として、アプリのお散歩コースの地図上や市ホームページなどにより広報します。